

国立大学法人奈良教育大学監事監査規則

平成16年4月1日  
制 定

改正 平成17年 4月21日規則第39号

改正 平成24年 2月22日規則第17号

改正 平成27年 3月27日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第11条第4項及び国立大学法人奈良教育大学監事規則（平成27年規則第30号）第7条第3項の規定に基づき、監事が行う国立大学法人奈良教育大学（以下「法人」という。）の監査（以下「監査」という。）に関し、必要な事項を定める。

(監査の目的)

第2条 監査は、法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を図ることを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、法人の業務及び会計について行う。

(監査の種類)

第4条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

- 2 前項の定期監査のうち、業務の監査は毎年度1回行い、会計の監査は年度決算時に行う。
- 3 第1項の臨時監査は、監事が必要と認める場合に行う。

(監査の方法)

第5条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

- 2 監事は、監査を実施するに当たり、教育研究の特殊性に十分配慮して行うものとし、各教員の教育研究に関する個々の内容は、監査の直接の対象としないものとする。

(監査計画)

第6条 監事は、毎事業年度初めに監査計画を作成し、速やかに学長に提出するものとする。ただし、臨時監査についてはこの限りでない。

(監査の事務補助)

第7条 監事は、学長の承認を得て、法人の職員に監査に関する事務を補助させることができる。

- 2 監査に関する事務を補助する法人の職員は、監査の実施に当たって知ることができた秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

(監査協力)

第8条 監事は、監査に際し必要に応じて、法人の役員又は職員に対し、質問をし、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(監査結果報告書)

第9条 監事は、監査終了後、監査の結果に基づいて監査結果報告書を作成し、学長に提

出しなければならない。

(措置の通知等)

第10条 監事は、監査結果報告書に関し、学長に対して、その処置状況等について、文書又は口頭による報告を求めることができる。

(監査実施基準)

第11条 監査の手順その他この規則の実施に関し必要な事項は、監事が別に定める。

(庶務)

第12条 監査に関する庶務は、監査室において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第39号)

この規則は、平成17年4月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第31号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。